

平成 22 年 2 月 22 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 22 年 1 月 20 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙 1 および 2 のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	全体	今回の改正はシステム開発を含めて相当な態勢整備を要するものであり、内容確定から施行まで相当期間の猶予(6か月～9か月)をいただきたい。	システム開発を含めた態勢整備の必要があるため。
2	主要行等: Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ 中小・地域: Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	金融商品取引法上の特定投資家・業対象外先に対するデリバティブ取引に関しては、金商法上の適合性確認・書面交付・説明義務が課されていないことから、今回の改正の適用対象外という理解でよいか。 また、金商法との平仄では、一般投資家の場合でも、契約締結前交付書面の交付が不要とされる場合には、今回の改正の適用対象外との理解でよいか。	監督指針と金商法との平仄を確認するため。 【参考:平成19年7月31日付パブリックコメント結果】 「禁止行為[第38条]」No.71(P.392) 「(前略)契約締結前交付書面の交付が不要とされる場合には、金商業等府令第117条第1項第1号イの規定は適用されないものと考えられる。」
3	主要行等: Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ 中小・地域: Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	本項における「デリバティブ取引」とは、銀行法第10条第10項および金融商品取引法第2条第20項において定義されるものであり、差金の授受によって決済することができない先物外国為替取引(いわゆる「為替予約取引」)や特定預金等(いわゆる仕組預金(期限前解約権付定期預金)など)は、引き続き、本項の対象外との理解でよいか。 また、貸出用の金銭消費貸借証書の一体となる金利系デリバティブを内包するローン契約については、「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれている」に該当するのかわ確認したい。	対象範囲の確認のため。 【参考:平成19年7月31日付パブリックコメント結果】 「店頭デリバティブ取引の定義[第2条第22項]」 「預金に組み込まれた「デリバティブ取引」No2(P.100)」 「ご指摘の『融資取引に内在するデリバティブ取引』の中には、単に融資条件の特約を定めるものであって金商法上の『デリバティブ取引』に該当しないものもあり得るものと考えられますが、金商法の具体的な適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。」 (「為替取引」No.7(P.101)) 「(前略)いわゆる為替予約であって差金決済を行うことができないものについては、貴見のとおり、金商法の『店頭デリバティブ取引』に該当しないものと考えられます(金商法第2条第22項第1号)。」
4	主要行等: Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域: Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	本項における「最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」と、(2)-①-イ-b)における中途解約時の解約清算金に係る「最悪のシナリオを想定した試算額」との違いは何か。本項における想定最大損失額とは、解約清算金とは異なり、1回ごとの決済(キャッシュ・フロー)に係る、金融指標等による顧客の損失という理解でよいか。	(2)-①-イ-b)における解約清算金の試算と、本項における想定損失額の違いを明確にするため。
5	主要行等: Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域: Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	「最悪のシナリオ」を想定した最大損失額を取引先に理解できるように説明すれば、顧客保護上の問題はないと考えられるため、顧客が許容できる損失額についての銀行の確認義務は不要ではないか。	金融指標等の変動や締結後の顧客の業況等により、顧客が許容できる損失の幅についても、変動し得るものであることを踏まえると、最悪のシナリオを提示し、かつその説明を踏まえ、顧客自身がリスクを許容し得ると判断すれば、顧客保護上、問題ないと考えられるため。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
6	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	<p>「顧客が許容できる損失額」の意味が不明確であるため、考え方を確認したい。実需にもとづく取引においては、各決済日毎の損益という認識は顧客サイドにもないと考えられるが、本項の「損失」は、差金決済の場合を想定しているという理解でよいか。あるいは、「損失額」は、デリバティブ取引にもとづく1年間の受取額に対する支払額の超過部分であるということでもよいか。</p> <p>また、例えば、買ったドルをそのまま輸入実需の送金に充当するような場合は、本項の「損失額」に該当しないとの理解でよいか。</p>	確認のため。
7	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	<p>顧客が許容損失額を明らかにしない場合は、合理的な最悪シナリオにもとづく想定最大損失額を提示した上で顧客が理解し了解を得た旨確認することを原則としつつ、顧客の許容損失額の確認については、銀行が顧客へのヒアリング・与信判断における検証を通じて可能な限り対応するとともに、顧客から損失許容額の明言がなかった場合や、損失許容額が最大損失額等を下回る場合は、最大損失額や中途解約清算金の説明を行い、「最悪のシナリオに至らない場合であっても顧客の事業状況や金融指標等の状況等によっては、顧客が許容できない損失が発生する可能性があること」について顧客に説明し、顧客が理解したうえで了解を得た旨の記録を残すことで問題ないか。</p>	<p>顧客がリスク回避を目的としてデリバティブ取引等を行う場合等には、顧客が当該デリバティブ取引単体についての損失許容額を明示することが困難なケースが想定されるため。</p>
8	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	<p>「例示等と実際の取引の想定最大損失額等と誤認して理解されないよう説明しているか。」については、例えば、顧客宛の説明資料等に、「実際の取引の想定最大損失額とは異なる」旨を記載し、説明のうえ、理解を得るという対応でよいか。</p>	<p>デリバティブ取引のような市場性取引においては、事前に説明している取引条件と実際の取引条件が異なるのが通常であるため。</p>
9	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ a 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ a	<p>最悪のシナリオに至らずとも損益分岐、競争環境等により重大な影響が生じる可能性がある場合には、その説明を行うことを前提としたうえで、「経営又は財務状況に重大な影響が生じるケース」と「最悪のシナリオ」は、一致する場合には最悪のシナリオを想定した説明とすることをもって、「顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解できるように説明しているか」の説明とみなすことができるとの理解でよいか。</p>	確認のため。
10	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ b 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ b	<p>「金融指標等の水準等についての最悪のシナリオを想定した」の「最悪のシナリオ」を「合理的なシナリオ」へ変更して頂きたい。</p>	<p>輸入取引の為替相場変動リスクヘッジ目的で導入する米ドル円為替相場を指標とするデリバティブ取引の場合などにおいては、例えば史上最高値の円高程度を想定したシミュレーションなど、締結時点で合理的と考えられる相場変動を考慮したシナリオとすべきと考えるため。</p>

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
11	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ b 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ b	リスク回避目的でデリバティブ取引を行っており、許容できる解約清算金額の確認が難しい場合には、顧客自らが利益・財務状況を踏まえて解約清算金負担を許容できるかについて、顧客の十分な認識・理解を確認するという対応を取ることでよいか。	顧客がリスク回避目的でデリバティブ取引を行っている場合には、「顧客が許容できる解約清算金の額を確認し、上記の最悪のシナリオに至らない場合でも許容額を超える損失を被る可能性がある場合は、これについて顧客が理解できるように説明する」ことが困難なケースが想定されるため。
12	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ b 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ b	顧客が許容できる解約清算金の説明において、やむを得ず実際のデリバティブ取引と異なる例示等を使用することは、当該例示等は実際の取引と異なることを顧客が理解したうえで了解したことを確認できれば、問題ないとの理解でよいか。	確認のため。
13	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ b 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ b	「ヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれることを確認しているか」とは、契約時点においてヘッジ手段として有効に機能することが確認可能で、契約前の相当期間についても同様のヘッジニーズが認められれば、今後の契約期間についてヘッジニーズ縮小等が予想される積極的な理由がないことを確認できれば十分との理解でよいか。	確認のため。
14	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ c および同(注2) 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ c および同(注2)	顧客の事業の状況や市場における競争関係については、銀行における与信手続において、十分な確認・検証を行うことで問題ないか。	当該事項は通常、銀行の与信手続において、確認・検証していることから、当該対応で問題ないことを確認するもの。
15	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ c 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ c	顧客からの聴取にもとづき、銀行が検証した商流やヘッジ導入時の効果、それを踏まえた取引の総量の適切性等について、顧客に充分かつ適切な説明を行うことで問題ないか。	オーバーヘッジではない合理的理由の顧客への説明方法について、具体的に確認するもの。
16	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ c (注2) 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ c (注2)	顧客に対し、ヘッジ対象となる商取引等が何らかの事情に伴い、消滅・減少した場合には、意図した経済効果を得られない可能性があることなど、ヘッジ手段が有効に機能しないことを説明することで問題ないか。	具体的な内容について明確にするため。
17	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ e 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ e	「不確実な事項について、断定的な判断と誤認させる表示や説明を防ぐ態勢」とは、そのような表示や説明を禁止する旨の規定を定め、研修等で徹底していることで整備されているという理解でよいか。	確認のため。
18	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ f (注) 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ f (注)	「商社」は例示であり、他社を介して貿易を行っている者であれば、形式的な業種の範囲として商社に限定する趣旨ではないと理解して良いか。	明確化のため

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
19	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ f (注) 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ f (注)	本例示はあくまで不招請勧誘禁止の例外に関するものであり、本例示に該当しない取引形態であっても、勧誘要請のある顧客や継続的取引関係にある顧客(業府令116条1号)に対しては、従来通り顧客のニーズを確認し、適合性を判断のうえ、デリバティブ商品を販売することは問題ないか。	明確化のため。
20	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ h 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ h	FX取引やCFD取引とは異なり、顧客がヘッジ目的で行う店頭デリバティブの取引条件は多様、かつ、中途解約を前提としておらず、解約清算金はその時々々の市場実勢にもとづき都度個別に算出する必要がある。 前段の「デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該顧客の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行い、顧客からの問合せに対して分かりやすく的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組むための態勢」整備のなかで、定期的な還元としては時価情報で行い(時価情報が解約清算金と異なることを明示のうえで)、解約清算金は顧客からの要請に応じて適時算出する態勢等、実情にあった対応を行うことで問題ないことを確認したい。 また、「顧客が一定の損失額や解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合にはその旨」を通知するという点に関しては、幅広い顧客層との多種多様かつ多岐に亘る取引についてシステム対応することは実務上困難である(顧客により損失額の定義や、その算出方法が異なる)ことから、このような要請への一律な義務づけを行うのではなく、要請の内容や頻度等を十分に踏まえ、合理的に可能な範囲において適時適切に対応することが妥当と考える。 以上を踏まえ、一定の損失額が一定の時価金額を意味するのかということ、本件が自動的にロスカット(損失確定取引)を行う意味ではないことを確認したい。さらに、当該規定を、「(顧客が一定の損失額又は清算金の額での解約意向を有する場合は、市場動向等を踏まえ、時価情報や解約清算金の額等を適時適切に知らせることを含む)」とするなど、恒常的な取引のモニタリングにならないよう実務的に対応可能な修正をお願いしたい。	確認のため。
21	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (2)③イ	中小企業等の取締役会等で意思決定されたうえでの契約かどうかの確認方法は、必ずしも取締役会等の議事録のコピーを徴求する方法に限定されるものではなく、ヒアリング等で確認する方法も許容されるとの理解でよいか。	確認のため。
22	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (7)② 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (7)②	顧客に直接確認する措置は、行内書類・行員証言等の当行証拠の信憑性に疑義がある場合で、顧客との関係において冷静な話が聞ける場合において実施することが効果的と考えられることから、そのような趣旨を明記していただきたい。	重大な苦情においても、当行証拠によって検証の客観性を確保可能なケースもあり、加えて、苦情が発生している状況においては、面談自体を拒否されたり、冷静に客観的な事実関係を聞ける状況にないと思われるケースも多いと考えられるため。
23	主要行等：Ⅲ-3-3-1-2 (8)① 中小・地域：Ⅱ-3-2-1-2 (8)①	「総合採算取引」を行う場合とは、「『融資取引』と『融資取引の条件交渉やその他の取引』を同時に行う場合」という理解でよいか。	個々の採算だけでなく、総合採算を見るのは一般的な話であるが、あえて明示的に記載した意図を確認したい。

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	全体	今回の改正は、システム開発を含めて、相当な態勢整備を要するものであり、内容確定から施行まで相当期間の猶予をいただきたい。	システム開発を含めた態勢整備の必要があるため。
2	Ⅲ-2-3-4 (1)④	本項における「デリバティブ取引」とは、銀行法第10条第10項および金融商品取引法第2条第20項において定義されるものであり、差金の授受によって決済することができない先物外国為替取引(いわゆる「為替予約取引」)や特定預金等(いわゆる仕組預金(期限前解約権付定期預金)など)は、引き続き、本項の対象外との理解でよいか。	対象範囲の確認のため。
3	Ⅲ-2-3-4 (1)④イ	中小企業等の取締役会等で意思決定されたうえでの契約かどうかの確認方法は、必ずしも取締役会等の議事録のコピーを徴求する方法に限定されるものではなく、ヒアリング等で確認する方法も許容されるとの理解でよいか。	確認のため。